

件名	愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法第158条
<p>【改正の概要】</p> <p>平成20年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、文化・スポーツに関する事務を地方公共団体の長が管理・執行できるようになったことを受けて、「地域づくり」という総合的な観点から、地域振興施策と一体的に推進していくため、この条例を制定し、同事務を教育委員会から知事部局へ移管する。</p> <p>事務移管に伴う規定整備</p> <p>愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例 愛媛県スポーツ振興審議会条例 愛媛県武道館管理条例</p>	
施行日	平成23年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》 （職務権限の特例） 第24条の2 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、<u>条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。 2 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。 <p>2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>	